

消費者庁の内部組織に関する訓令

〔平成21年9月1日〕
消費者庁訓令第1号
最終改正 令和3年6月28日

(総則)

第1条 消費者庁の内部の事務分掌その他組織の細目は、法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(課長補佐)

第2条 課(課に置かれる室を含む。以下同じ。)に、課長補佐を置く。

2 課長補佐は、命を受けて、課の事務を分担し、課長の職務遂行を補佐する。特に必要がある場合は、課の事務を分担しない課長補佐を置くことができる。

3 取引対策課に置かれる課長補佐1人は検察官をもって充てるものとする。

(参事官補佐)

第3条 消費者庁に、参事官補佐を置く。

2 参事官補佐は、命を受けて、参事官(消費者庁組織令(平成21年政令第215号)第4条の参事官をいう。第5条第4項、第7条第4項及び第14条第2項において同じ。)の職務遂行を補佐する。

(係及び係長)

第4条 課に、係を置く。

2 係に、係長を置く。

3 係の名称及び所掌事務は、次長が定める。

(主査)

第5条 課に、主査を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、消費者庁に主査を置く。

3 第1項の主査は、命を受けて、課の重要な事務を行う。

4 第2項の主査は、命を受けて、参事官の職務を分担処理する。

5 第2項の主査の名称及び所掌事務は、次長が定める。

(主任)

第6条 課に、主任を置くことができる。

2 主任は、命を受けて、課の特定の事務を行う。

(専門官及び専門職)

第7条 課に、専門官又は専門職を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、消費者庁に専門官又は専門職を置くことができる。

3 第1項の専門職は、命を受けて、専門的事務又は技術に従事し、同項の専門

官は、命を受けて、高度な専門的事務又は技術に従事する。

4 第2項の専門職は、命を受けて、参事官の職務のうち専門的事務又は技術に従事し、同項の専門官は、命を受けて、参事官の職務のうち高度な専門的事務又は技術に従事する。

5 第1項及び第2項の専門官及び専門職の名称及び所掌事務は、次長が定める。

(財産被害調査官)

第8条 消費者政策課に、財産被害調査官を置く。

2 財産被害調査官は、命を受けて、消費者安全法(平成21年法律第50号)の規定による消費者安全の確保に関する事務(同法第2条第5項第3号に規定する消費者事故等に該当するものに係るものに限る。)であつて専門的事項に関するものに従事する。

(消費者取引対策官)

第9条 取引対策課に、消費者取引対策官を置く。

2 消費者取引対策官は、命を受けて、取引対策課の所掌に係る特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の規定による購入者等(同法第1条に規定するものをいう。)の利益の保護に関する事務のうち専門的事項に関するものに従事する。

(景品・表示調査官、食品表示調査官、食品表示対策官及び課徴金調査官)

第10条 表示対策課に、景品・表示調査官、食品表示調査官、食品表示対策官及び課徴金調査官を置く。

2 景品・表示調査官は、命を受けて、上席景品・表示調査官の職務を助け、表示対策課の所掌に係る不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第2条第3項又は第4項に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事務(次項及び第5項において「景品表示法関係事務」という。)のうち専門的事項に関するもの(食品表示調査官及び課徴金調査官の所掌に属するものを除く。)に従事する。

3 食品表示調査官は、命を受けて、表示対策課の所掌に係る次に掲げる事務のうち専門的事項に関するもの(食品表示対策官の所掌に属するものを除く。)に従事する。

一 景品表示法関係事務のうち食品の表示の適正化に係る措置命令に関すること。

二 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第19条第1項(同法第68条第1項において準用する場合を含む。第11条第2項第1号において同じ。)に規定する表示についての基準に関すること(同法第22条第1項に規定する指針に係るものに限る。)

三 食品衛生法第20条(同法第68条第1項において準用する場合を含む

。)に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第4条第1項、第2項、第4項若しくは第5項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第68条第1項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

四 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第59条第1項に規定する基準に関すること（同法第61条第1項の規定による指示、同条第3項の規定による命令並びに同法第65条第4項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問の実施に係るものに限る。）。

五 健康増進法（平成14年法律第103号）第65条第1項に規定する表示に関すること（同法第66条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに同条第3項において準用する同法第61条第1項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。）。

六 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第6項に規定する食品表示基準に関すること（同法第6条第1項及び第3項の規定による指示、同条第5項及び第8項の規定による命令、同法第8条第1項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去の実施並びに同法第10条の2第1項の規定による届出の受理に係るものに限る。）。

七 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）の施行に関する事務のうち同法第2条第3項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。第13条第2項第4号において同じ。）に関すること（同法第9条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに同法第10条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

4 食品表示対策官は、命を受けて、前項第4号、第6号及び第7号に掲げる事務のうち、調整に関するものに従事する。

5 課徴金調査官は、命を受けて、課徴金審査官の職務を助け、景品表示法関係事務（課徴金納付命令に関する事務に限る。）のうち専門的事項に関するものに従事する。

（衛生調査官）

第11条 食品表示企画課に、衛生調査官を置く。

2 衛生調査官は、命を受けて、食品表示企画課の所掌に係る次に掲げる事務のうち専門的事項に関するものに従事する。

一 食品衛生法第19条第1項に規定する表示についての基準に関すること。

二 健康増進法第43条第1項に規定する特別用途表示についての事務に関すること（特定保健用食品審査官の所掌に属するものを除く。）。

三 食品表示基準のうち国民の健康の保護及び増進を図るために必要な事項

を内容とするものに関すること。

(特定保健用食品審査官)

第12条 食品表示企画課に、特定保健用食品審査官を置く。

2 特定保健用食品審査官は、命を受けて、食品表示企画課の所掌に係る健康増進法第43条第1項に規定する特別用途表示に関する事務（特定保健用食品の許可及び登録試験機関の管理に関する事務に限る。）のうち専門的事項に関するものに従事する。

(食品表示調査官)

第13条 食品表示企画課に、食品表示調査官を置く。

2 食品表示調査官は、命を受けて、食品表示企画課の所掌に係る次に掲げる事務のうち専門的事項に関するものに従事する。

一 日本農林規格等に関する法律第59条第1項に規定する基準に関すること。

二 健康増進法第65条第1項に規定する表示に関すること。

三 食品表示基準（国民の健康の保護及び増進を図るために必要な事項を内容とするものを除く。）に関すること。

四 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関する事務のうち同法第2条第3項に規定する指定米穀等の産地の伝達に関すること。

(国際情報収集官)

第14条 消費者庁に、国際情報収集官を置く。

2 国際情報収集官は、命を受けて、参事官の職務のうち輸入品に関する情報の収集及び提供に関する事務であって専門的事項に関するものを助ける。

(担当事務以外の事務)

第15条 事務上特に必要がある場合は、職員は、命を受けて、臨時にその担当事務以外に他の事務に従事するものとする。

附 則

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日消総総第98号）

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日消政策第94号）

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成25年6月28日消食表第184号）

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日消食表第125号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月1日消表対第875号）
この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日消総総第102号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消総総第99号）
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日消総総第172号）
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日消総総第245号）
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年消費者庁訓令第8号）
この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年消費者庁訓令第6号）
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年消費者庁訓令第5号）
この訓令は、令和3年7月1日から施行する。